

厚南セントヒル病院居宅介護支援事業所
運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人 聖比留会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下、「事業者」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- (1) 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (2) 事業者は自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (3) 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等において、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (4) 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

事業実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

事業所は、以下の場合等を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒みません。

- (1) 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。
- (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。
- (3) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合。

第3条（事業所の名称及び所在地、事業所番号）

名 称	厚南セントヒル病院居宅介護支援事業所
所在地	宇部市大字妻崎開作 108 番地
事業所番号	3 5 7 0 2 0 3 3 6 8

第4条（職員体制）

管理者 1 名（介護支援専門員と兼務）；介護支援専門員 1 名（常勤 1 名）以上

第5条（営業日及び営業時間）

営業日 月曜日～金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び8/14～8/16、12/30～1/3までを除く。

営業時間 8:30～17:30 （電話による24時間連絡相談あり：輪番制にて運用）

第6条（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等を把握し、その課題を分析し支援を行うものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：事業所内の相談室、利用者宅
- (2) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上
- (3) サービス担当者会議の開催場所、頻度：利用者宅、事業所内の相談室及び関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、随時開催
- (4) 主な支援の内容：居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

第7条（利用料その他の費用の額）

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料については利用者の負担は無い。

その他交通費、解約料等の実費は徴収しない。

第8条（通常の事業の実施地域）

宇部市とする。

第9条（利用者に関する市町村への通知）

事業所は、利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、自己の要介護状態等の程度を悪化させたと認められるとき、及び利用者に不正な受給があるときなどには、遅滞なく、意見を付して当該市町村に通知することとする。

第10条（秘密保持）

- (1) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- (2) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書で同意を得ておくものとする。

第 11 条（相談窓口・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

苦情相談窓口	厚南セントヒル病院居宅介護支援事業所
電話・FAX 番号	電話；44-2118 FAX；39-5504
担当者	三浦 千幸
対応日・時間	月曜日～金曜日（土・日・祝日及び 12/30～1/3 を除く） 9:00～17:00

公的機関における苦情相談窓口

宇部市高齢者総合支援課 介護保険係	電話；0836-34-8396
山陽小野田市高齢福祉課 介護保険係	電話；0836-82-1172
山口県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）	電話；083-995-1010

第 12 条（ハラスメント処理）

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。

第 13 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （１）虐待防止に関する担当者の選定
- （２）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （４）その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 14 条 （業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及訓練を定期的実施するものとする。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 15 条 （感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議などに置いてその対策を協議し、対応指針などを作成し掲示など行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第16条（身体拘束等の禁止）

- （１）事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- （２）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

第 17 条 （その他運営に関する事項）

事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 聖比留会で定める。

平成 27 年 4 月 1 日 制定

平成 27 年 5 月 1 日 改定

平成 27 年 5 月 13 日 改定

平成 27 年 11 月 1 日 改定

平成 28 年 9 月 1 日 改定

平成 28 年 10 月 10 日 改定

平成 30 年 11 月 1 日 改定

平成 30 年 12 月 1 日 改定

令和元年 7 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 5 月 1 日改定

令和 4 年 8 月 1 日改定

令和 4 年 10 月 18 日改定

令和 4 年 12 月 12 日改定

令和 5 年 7 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定